

綾瀬市を転出される方へ

☆新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所の市区町村役所（場）で転入の手続きをしてください。（裏面も御覧ください。）

R7.12.2

転入届に必要なもの	⇒・転出証明書・身分確認のできるもの（運転免許証等）・マイナンバーカードもしくは住民基本台帳カード（お持ちの方）
-----------	--

☆次に該当する方は、手続が必要です。

	当市担当課	場所	綾瀬市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	印鑑登録証をご返却ください。 転出日をもって、自動的に印鑑登録は廃止されます。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	なし	新住所の記載、継続利用の手続きをしてください。 ただし転入の条件等により継続利用ができない場合もあります。
マイナンバーカードを申請中の方	市民課 総合窓口担当	窓口棟 1階	なし	現在の申請は無効となりますので、転出先で新たに申請してください。
後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	資格確認書を返却し、資格の異動手続きをしてください。⇒資格確認書	新たに手続をして下さい。 ⇒負担区分等証明書（県外へ転出される方）
国民健康保険に加入している方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	資格確認書を返却し、保険税の精算をしてください。⇒資格確認書（お持ちの方のみ）	新たに手続きをしてください。
国民年金（第1号）に加入している方	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	4番・5番窓口（保険年金課）にお立ち寄りください。 また海外への引越しなども手続きが必要な場合があります。	転出先の国民年金担当窓口にお立ち寄りください。
年金を受給している方（国民・厚生・遺族・障害年金等）	保険年金課 保険年金担当	窓口棟 1階	なし	転出先の国民年金担当窓口にお立ち寄りください。
介護保険被保険者の方	高齢介護課 介護保険担当	事務棟 1階	資格喪失の届出をして、介護保険被保険者証をご返却ください。	新たに手続きをしてください。
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障がい福祉課 障がい福祉担当	事務棟 1階	住所変更の手続をしてください。 ⇒身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳	住所変更の手続をしてください。 ⇒身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
児童手当・こども医療費助成を受給されている方	児童青少年支援課 児童給付担当	窓口棟 2階	受給事由消滅届の手続きをしてください。 医療証を返却してください。 転出する市町村で、所得証明が必要な場合があります。	新たに手続きをしてください。 ⇒所得証明書、通帳、保険証
公立小・中学校に児童・生徒がいる方	現在通っている学校	各小・中学校	現在の学校で在学証明書等を受け取ってください。	教育委員会等で手続をしてください。 ⇒在学証明書等
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	課税課 市民税担当	窓口棟 2階	廃車の手続きをしてください ⇒ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録の手続きをしてください。 ⇒廃車申告受付書
市県民税・固定資産税の納稅の義務があり海外へ転出する方	課税課 各担当	窓口棟 2階	納稅管理人の指定の手続きをしてください。	なし
防災行政無線個別受信機をお持ちの方	危機管理課 危機管理担当	事務棟 2階	個別受信機をご返却ください。	なし
トイレ・汚水の汲み取りをしている方	リサイクルプラザ 管理担当	リサイクルプラザ	登録抹消の手続きをしてください。 未納料金がある場合は精算をしてください。	新たに手続をして下さい。
妊娠中（綾瀬市妊婦健康診査費用補助券をお持ち）の方	こども家庭センター	保健福祉 プラザ	なし（住民票を市外に移された日以降は補助券の利用はできません。）	新たに手続をして下さい。

☆ 転出を取りやめた場合は、転出証明書、身分確認のできるもの（運転免許証等）をご持参のうえ、市民課で「転出取り消し」の手続きをしてください。